

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
東京事務所	<p>タクシー使用料の契約について、経費支出伺書（支出負担行為）の変更の起案決裁が、会計年度を過ぎた出納整理期間中に行われていた。</p> <p>契約名称：タクシー使用料の経費支出</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 契約期間：令和4年4月1日から令和5年3月31日</li> <li>2 経費支出変更伺書の起案日：令和5年5月12日</li> <li>3 経費支出変更伺書の決裁日：令和5年5月12日</li> <li>4 支出負担行為変更額：29,470円</li> </ol>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 （支出負担行為）</p> <p>第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】</p> <p>第39条関係</p> <p>2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 経費支出伺書を作成する時期</p> <p>ア 競争入札及び規則第61条の3に規定する方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき</p> <p>イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p>
<b>措置の内容</b>		
<p>検出事項の原因は、タクシー使用料が支出負担行為額内に収まるかどうかについて、使用の実績と見込みを踏まえ、担当者が点検することを失念したため、及び組織的なチェック体制が十分でなかったためである。</p> <p>今後、同様の事案を発生させないよう、令和5年度会計事務研修資料（会計局作成）を用いた所内会計研修において本件検出事項を共有し、注意喚起を行った。</p> <p>また、特に年度末に支出すべき経費が確保できているかをチェックするための表を作成し、担当者だけでなく複数人で確認を行うなどチェック体制を強化した。</p> <p>今後は、大阪府財務規則に基づき、適正な事務処理を行う。</p>		

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月2日から令和6年1月31日まで）